

## 建築許可申請図書等作成要領（法第43条許可を除く）

建築指導課

平成18年4月1日

### A. 建築許可申請図書の作成について

1. 作成図書はA4サイズ、またはA4サイズに折り込み提出願います。
2. 図面は必要に応じて色刷りとしてください。
3. 図面上の方位は各図面統一してください。（図面上側を北としてください。）
4. 作成図書（正・副各一部）
  - ① 許可申請書（第43号様式、正）及び許可通知書（第45号様式、副）（建築主の住所は公告するので、「住居表示」にて正確に記入願います。）
  - ② 委任状
  - ③ 目次（下記図書を一覧できるものとする。）
  - ④ 理由書（許可申請を行う理由を詳細に説明。）
  - ⑤ 現状及び経過説明書（現状及び許可申請するに至った経過等の説明。）
  - ⑥ 建築計画概要（建築主、建築場所、用途、構造、階数、面積規模等の一覧）
  - ⑦ 案内図（方位、駅、主要道路等により申請位置がわかるもの：1/10000）
  - ⑧ 都市計画図（申請地周辺の用途地域及び凡例を色刷りしたもの：1/2500）
  - ⑨ 配置図（方位、敷地境界線、申請建築物、工事部分等を明示し、敷地が2以上の用途地域にまたがる場合はその境界位置と各用途地域毎の敷地面積を記入する。）
  - ⑩ 各階平面図（申請部分を分かりやすく明示する。工場の場合は機械等のレイアウトを記入）
  - ⑪ 立面図（4面程度、申請部分を分かりやすく明示する。）
  - ⑫ 断面図（2面程度、申請部分を分かりやすく明示する。）
  - ⑬ その他必要と認められる下記書類等（該当するものを提出）
    - a. 周辺土地利用現況図（敷地外周50mの範囲を住宅、店舗、工場等に色分けし、土地利用の現況を示したもの。主要な店舗名、工場名等を記入する。：1/2500程度）
    - b. 日影図（各時間との複合日影図、等時間複合日影図）  
（日影規制上の不適合建築物の許可申請の場合は、他に既存日影図、増築部分のみの日影図を作成し、不適合部分を着色等にて明示する。）
    - c. 工場調書（工場等の場合に添付する。必要に応じてカタログ等の写しを添付し、作業フローを記入する。）（八千代市建築基準法施行細則第3号様式）
    - d. 危険物調書（危険物の貯蔵施設を有する建築物（工場の用途に供する建築物を除く。）の場合に添付する。）（八千代市建築基準法施行細則第33号様式）
    - e. 建築物使用方法、営業時間、維持管理等の説明書（完成後の建築物の使用方法、従業員数等について簡潔に説明する。）

- f. 環境対策等（騒音、振動、煤煙、粉塵、悪臭、排水、廃水、産廃、駐車場、交通渋滞、交通動線、緑化等の事項に分けて、発生予測と対応策について根拠を示し具体的かつ合理的に記載する。その際、必要な図表・データ等を添付する。）
- g. 関係機関との協議内容の報告書（関係機関名、協議日、協議事項の概要等）
- h. 近隣住民等の意見等の報告書（敷地外周 50mの範囲の土地又は建物の所有者及び居住者の位置図（1/2500）、これに対応する近隣住民等の氏名、住所、計画説明日及び意見の概要、申請者の対応を記載した一覧表）
- i. 「八千代市中高層建築物の建築に係る紛争予防及び調整に関する条例」に基づく報告書
- j. 周辺状況のわかる現況写真のカラーコピー

## B. 公聴会通知用あて名シールの作成について

1. 敷地外周 50 mの範囲の土地又は建築物の所有者及び居住者に対する、公聴会開催通知用の「あて名シール」（1部）を作成し、指定期日（公聴会開催日の14日前）までに提出願います。
2. なお、提出時に「あて名シール」の写し（A4）を添付願います。

## C. 建築審査会用送付図書及び傍聴人用図書の作成について

1. 作成文書はすべてA4サイズとし、内容を簡潔に取りまとめ願います。
2. 作成図面はA4またはA3サイズに縮小し、A4見開きに折り込んでください。
3. 図面は必要に応じて色刷りとしてください。
4. 図面の方位はできる限り合わせてください。
5. 建築審査会送付用図書は、建築許可申請図書「4. 作成図書」のうち、原則として③及び⑥から⑫に該当するものとし、作成部数は15部、A4左上クリップ止めにて指定期日（建築審査会開催日の14日前）までに提出願います。（案件により、異なる場合もあります。）
6. 傍聴人用図書は、建築許可申請図書「4. 作成図書」のうち、⑥から⑫に該当するものとし、配置・平面・立面・断面図は基準となるもので可とし、作成部数は10部、A4左上クリップ止めにて建築審査会開催日の前日までに提出願います。（案件により、増加する場合もあります。）
7. なお、建築審査会送付用図書については、A4フラットファイルにて提出を求めることがあります。

## D. 公聴会説明用資料について

1. 公聴会では建築計画の概要について、OHPシート、パソコン等により申請者（または設計者）に説明していただく場合もありますので、適宜作成をお願いします。